平成２４年（フ）第１１３０号
神戸市東灘区本山町田辺字ザフクゲ原240番地の５
破産者　藤原　　淳
１　決定年月日　平成25年６月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１９１号
神戸市兵庫区須佐野通２丁目１番27号
破産者　明谷佐代子
１　決定年月日　平成25年６月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３２号
広島市西区山田町34番地114
破産者　大田　良治
１　決定年月日　平成25年６月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５６号
茨城県水戸市東野町184番地の41
破産者　俣野　　敬
１　決定年月日　平成25年６月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第９８号
茨城県水戸市元吉田町628番地の３　スピカハイムⅡ・303号、前住所茨城県つくば市二の宮２丁目17番２―203号
破産者　小路口　隆
１　決定年月日　平成25年６月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第１３７号
新潟市西区大野町894番地３
破産者　本田　晃一
１　決定年月日　平成25年６月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５号
山梨県大月市七保町瀬戸1329番地
破産者　大石　晴彦
１　決定年月日　平成25年６月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２４年（フ）第１１８号
岐阜県大垣市和合本町１丁目857番地　コンコード東大垣203号室
破産者　中山由美子
１　決定年月日　平成25年６月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第７９号
静岡県田方郡函南町間宮782番地の８　ハイツ日吉101
破産者　石橋　壽勝
１　決定年月日　平成25年６月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第１２５号
静岡県浜松市中区北寺島町492番地の３　駅南団地２―501
破産者　山本　武史
１　決定年月日　平成25年６月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第９号
三重県名張市本町335番地
破産者　山村　俊一
１　決定年月日　平成25年６月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２５年（フ）第５９号
長崎県長崎市小峰町11番９―302号
破産者　吉川　広宣
１　決定年月日　平成25年６月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１０号
長崎県諫早市川床町375番地１、前住所神奈川県大和市林間２丁目21番９号　グランピア南林間304号
破産者　宮崎　智成
１　決定年月日　平成25年６月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第１９７号
熊本県菊池郡大津町大字室2042番地31
破産者　廣光　響子
１　決定年月日　平成25年６月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２０１号
熊本県菊池市泗水町田島632番地67、住民票上の住所熊本県合志市須屋525番地１　レオパレスコートグレイスⅡ101号
破産者　山口　昌一
１　決定年月日　平成25年６月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２０３号
熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼2353番地１
破産者　各務富士子
１　決定年月日　平成25年６月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１２号
宮崎県小林市細野1712番地
破産者　土屋　健二
１　決定年月日　平成25年６月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

免責許可決定

平成２４年（フ）第１４３５号
千葉市中央区村田町893番地24　ルミナスコート壱番館201号
破産者　遠藤　剛徳
１　決定年月日　平成25年６月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第４８号
千葉市若葉区小間子町４番地６　はつらつの里
破産者　西野　松夫
１　決定年月日　平成25年６月17日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１７０号
千葉県八千代市勝田台７丁目10番地６　サントネージュ勝田台101号
破産者　西本　恵子
１　決定年月日　平成25年６月17日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係